

「一般国道168号道路改良（十津川村宇宮原地内）に係る建設工事請負契約に係る住民監査請求」についての監査結果の概要

1 監査請求書の提出日  
平成22年9月6日

2 監査結果の通知日  
平成22年10月29日

3 請求の要旨

(1) 知事に対し、県が、平成21年9月28日に締結した建設工事請負契約及び平成22年3月31日に締結した変更契約を、平成22年3月31日に遡って解除することを求める。

理由：請負業者が平成22年3月31日までに工事に着手しなかった。

(2) 知事に対し、県が平成21年11月4日に請負業者に支出した前払金2800万円の返還を求める。

理由：①請負業者が前払金請求を遅延した。

②道路建設課が作成した前払い理由書の工事場所の地名が、契約で定めるそれと異なる。

③平成22年3月31日に、工事出来高がないのに、各年度の支払限度額を変更する旨の変更契約を締結し、平成21年度の支払額を確定した。

(3) 知事に対し、請負業者に入札参加停止措置を講じるよう求める。

(4) 知事に対し、不適切な業務にかかわった職員に対して、効果測定を伴う一定期間の研修・研鑽を行うよう要望する。

4 監査結果

請負業者に対して入札参加停止の措置を講じることを求める措置要求及び職員に対する研修を行うことを要望する措置要求に係る請求については、県の財務会計行為を対象としたものとは解されず、法第242条に規定する要件を備えていないのでこれを却下し、その他の請求については、次のとおり本件請求に係る措置要求は理由がないものとして棄却した。

(1) 本件契約の解除を求める措置要求について

平成22年3月31日までに工事に着手しており、また、工期内には完成しない見込みではあるが、本件契約書で解除要件として定める「工期経過後相当の期

間内（本件の場合は年度内）に工事を完成する見込みが明らかでない」とはいえないので、知事が本件契約の解除権の行使を違法若しくは不当に怠っているとはいえない。

(2) 本件前払金の返還を求める措置要求について

土木部長通知では、前払金の支払いは、「契約締結後1ヶ月以内に請求されたものについて行うことを原則とする。ただし、特別の事由により請求が遅延した場合は理由書を添付し認められたものについて支払う」旨規定されているところ、本件の場合は契約締結後1ヶ月以内に前払金の請求がされており、前払金の請求に遅延はない。

また、本件前払金は地方自治法施行令第163条第1項で規定する前金払であり、平成22年3月31日の変更契約によって債務額を確定したのではなく、支払い時に既に債務額が確定しており、精算の必要はないこととされている。

会計管理者は、上記を含め、法令並びに本件契約等に定める要件及び手続が全て具備されていることを確認しており、本件前払金の支出が法第232条の4第2項に違反する違法若しくは不当な公金の支出にあたるとはいえない。

5 意見

(1) 工期内の工事完成について

土木部においては、工期内の工事完成の徹底に向け、一層取組まれない。請負業者が民事再生手続中であるため、その動向にも注視されたい。

(2) 契約解除に係る対応について

契約解除に係る判断を行う際は、県としての慎重な対応が望まれる。

また、契約解除に係る判断は、高度に専門的かつ慎重な判断が求められるものと思われることから、土木部においては、部内の体制整備を図られたい。

(3) 文書事務について

道路建設課は、前払い理由書の記載内容を誤り、さらに情報開示に際して、誤って訂正前の前払い理由書の写を交付していた。

文書事務についてのチェック体制等の見直しを行い、再発防止に努められたい。

※監査結果本文については、平成22年11月2日付けの県公報に掲載されています。